

射水市公式Vチューバー「いみず雫」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、射水市公式Vチューバー「いみず雫」（以下「いみず雫」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって市のPR、地域活性化等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「いみず雫」とは、本市の魅力を発信する新たな取組として、市が公式のバーチャルYouTuberとして作成したものをいう。

2 「いみず雫」に関する権限は、市に帰属する。

(使用対象者)

第3条 「いみず雫」は、第1条の目的に賛同し、この要綱で定める手続を行う全ての市民、企業、各種団体等が使用することができる。

(使用料)

第4条 「いみず雫」の使用料は、無料とする。

(申請)

第5条 「いみず雫」を使用しようとする者は、あらかじめ「射水市公式Vチューバー『いみず雫』使用承認申請書」（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙「いみず雫イラスト集」に掲げる図柄を変更及び改変することなく使用する場合、「いみず雫」の模写図を個人的に作成する等、「いみず雫」の応援や市のPRを目的とする場合は、この限りでない。

- (1) 市が主催する事業で使用するとき。
- (2) 市内の公共的団体が使用するとき。
- (3) 市内の学校等が教育目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 「いみず雫」を営業又は販売物に使用しようとする者は、あらかじめ市長と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(承認の範囲)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 市の正しい理解の妨げになる又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 「いみず雫」を正しい使用方法によって使用しない又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (5) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) その他承認することを市長が不適切と認めたとき。

(承認)

第7条 市長は、前条の規定により使用を承認するときは、「射水市公式Vチューバー『いみず雫』使用承認書」(様式第2号)をもって通知する。

(使用期間)

第8条 使用期間は、最大2年間とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 第7条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、「いみず雫」に近接して「射水市公式Vチューバー・市専属記者 いみず雫」と表記すること。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を市長に提出すること。ただし、提出が

困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(6) 「いみず雫」を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ「射水市公式Vチューバー『いみず雫』使用変更承認申請書(様式第3号)」を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは「射水市公式Vチューバー『いみず雫』使用変更承認書」(様式第4号)を交付するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認取消)

第11条 市長は、「いみず雫」の使用がこの要綱及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「射水市公式Vチューバー『いみず雫』使用承認取消通知書」(様式第5号)をもって通知する。

(使用に起因する問題)

第12条 「いみず雫」の使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、「いみず雫」の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。